

【論文】

## 近世八王子石灰の展開に見る「由緒」の歴史的意義

岩橋清美\*

### 目次

はじめに

1 八王子石灰焼竈仲間の成立と組織化

(1) 武州多摩郡上成木村の概況

(2) 八王子石灰焼竈仲間の成立

(3) 八王子石灰焼竈仲間の組織化

2 八王子石灰の生産・流通構造の変化

(1) 生産構造の変化—他国産灰との関係—

(2) 流通機構の確保

3 八王子石灰の衰退

(1) 寛政期の物価統制令とその影響

(2) 八王子石灰における由緒の展開

(3) 「御用白土石灰旧記控」の成立

おわりに

キーワード 八王子石灰 蠣殻灰 多摩郡上成木村 由緒 御用石灰

### はじめに

近年、儀礼と由緒をめぐって様々な事例の検証が積み重ねられ、儀礼行為とその由緒化が持つ社会的機能が明らかにされつつある。儀礼・由緒をめぐる主要な研究としては、大友一雄氏・井上攻氏・山本英二氏の成果がある。大友氏は遠江国豊田郡の村々における勝(搗)栗献上、美濃国加茂郡蜂谷村での柿献上を事例に村の負担や献上行為に伴う由緒に注目し、負担することの意義を互酬論から問い、江戸時代固有の民衆意識・運動のあり方を明らかにした<sup>1)</sup>。井上氏は武蔵国王禅寺領の村々を事例に、山本氏は甲斐国浪人を事例に由緒の社会的機能の分析をさらに進めた<sup>2)</sup>。大友氏は由緒について「近世の場合、極論するならば全ての集団が由緒を語ったと

\*当館専門研究員

捉えることも可能ではないか。由緒は家や集団における自己主張の一つの手段であったといえる。いうまでもなく、それは当時の政治構造・文化構造に規定されたものであり、社会的にも一定の意味を有したといわねばならない」と述べている<sup>3)</sup>。この見解は現時点での由緒論の到達点を示していると言えよう。しかし、従来の由緒論は由緒を機能面から捉える傾向が強く、存在論的視角が欠如しているため、由緒が機能できる「場」に対して十分に考えられていない。由緒研究の典型は献上儀礼であるが、献上儀礼とは排他的で閉鎖された空間で行われるものである。このような空間でこそ由緒は機能するのであり、開放的な空間では有効性を失う。これは由緒が身分制社会特有の個別的人的関係を基本としているためである。本稿では八王子石灰の衰退過程を通じてそのことを明らかにしたいと思う。

八王子石灰は江戸城修築御用として生産がはじめられたが、このような江戸城御用、および江戸城への献上儀礼に関する研究も近年進められつつある。江戸周辺地域では、鮎・瓜・魚介類の献上、薪炭御用が行われており、鷹場を中心とする草木類・虫類等の御用も存在していた<sup>4)</sup>。江戸周辺地域の御用や献上に関する研究は江戸周辺の地域編成の解明として進められており、君塚仁彦氏・太田尚宏氏等の成果がある。君塚氏は武州秩父郡大野村・白石村を中心とする外秩父山域に展開した「御用炭」の実態とそれを維持する村側の論理を検討した。君塚氏の論点は①享保期に御炭山が一挙に御林化され、炭の生産・上納機構の整備が進められていく中で経済的側面での矛盾を含みながらも「御用」が維持されたこと、②寛政期の物価統制令によって「御用炭」が事実上の終焉を迎えたこと、③御用炭を負担することによって生じる村の政治的立場が諸役免除闘争において一定の社会的意義を有したこと、の3点である<sup>5)</sup>。

太田氏は江戸内湾地域における「御肴」上納制度を漁業秩序との関係において検討した。ここでは「御肴」上納制度には白魚を中心とする江戸内湾からの御菜魚上納制度と魚問屋から魚介を買い上げて上納を行う「肴納制」があることを明らかにし、御菜魚上納制度は享保期・寛政期を通じて廃止の方向をたどり「肴納制」に一本化されることを論じた<sup>6)</sup>。この両者の研究の共通点は江戸城への献上・御用の画期を享保期・寛政期に認めているところにある。八王子石灰も享保期・寛政期に画期があり、この点で共通性が見られる。ただし、御菜魚や御用炭と異なる点は、八王子石灰が自己の由緒を有効に機能させることが出来なかったことにあった。このことは、由緒が身分制を前提とした排他的閉鎖的關係を前提とするため、江戸市場という開かれた空間ではほとんど意味をもたなかったことを示している。本稿では、慶長年間に江戸城改修の御用として生産がはじまった八王子石灰のその後の生産・流通の変容を通して、由緒が機能する「場」について検討を行うことを第一の課題としたい。

なお、ここで江戸周辺地域の位置付けに関する研究についても述べておくことにする。江戸周辺地域の特色を検討した研究は非常に多いが、本論との関係から伊藤好一氏・大石学氏の研究を取り上げておきたい<sup>7)</sup>。伊藤好一氏は江戸地廻り経済圏の発展過程を検討し、その中で元禄期を萌芽期とし、享保期を経て文化・文政期には最盛期を迎えるとしている<sup>8)</sup>。大石氏は江戸周

辺地域が享保改革における鷹場制度の復活と整備によって江戸城城付地として政治的・軍事的性格を強めるとともに一体化・同質化が進み、近代日本の首都圏形成の前提になったことを論じている。<sup>9)</sup> 現在のところ、このような伊藤氏・大石氏の研究成果の整合性は得られていない。近世初頭に軍事的必要性から編成された地域は地廻り経済発展の影響をうけてその性格を大きく変容させており、軍事編成的視点のみで近世初頭から幕末までを規定できるものではない。むしろ地域は、切断的に連続していると考えるべきであろう。この点を明らかにすることを第二の目的としたい。

以上の二点を目的とし、本稿を次のように構成する。第一に享保期頃を下限として石灰焼竈仲間が組織化されたこととその意義について、第二に享保期以降、天明期頃までの生産・流通構造の変容、第三に寛政期を中心に八王子石灰が衰退を余儀なくされた要因とその意義について述べることにしたい。

## 1 八王子石灰焼竈仲間の成立と組織化

### (1) 武州多摩郡上成木村の概況

八王子石灰焼竈仲間は武蔵国多摩郡上成木村・北小曾木村（現東京都青梅市）・武蔵国高麗郡直竹村（現埼玉県飯能市）に存在していたが、ここでは主な分析対象である武州多摩郡上成木村の概要について説明しておきたい。なお、当該地域については、東京都立大学調査団によって調査が行われ、1958（昭和33）年に東京都総務局企画課から報告書が刊行されているので、その成果に基づいて地域の特質を紹介していきたい。<sup>10)</sup>

成木村は、江戸時代には上成木村と下成木村に分かれていた。本稿で対象とする上成木村は江戸日本橋より西へ13里余り（約52キロメートル）の場所に位置し、川越新河岸までの距離は約7里（約28キロメートル）であった。村の大きさは東西2里半、南北7町ほどで、東に成木川が流れ、他の三方は山に囲まれていた。村高は『武蔵田園簿』では504石4斗<sup>11)</sup>、『元禄郷帳』では464石1斗9升7合、『天保郷帳』では465石4斗8升4合となっている。<sup>12)</sup> 村内の7割を山林が占めるため、耕地からの生産はほとんど見込めなかった。このため、村にとって、石灰生産は重要な経済基盤であった。しかし、後述するように石灰生産を行う竈数は幕府に制限されており、竈主は近世初頭から生産を行っていた5軒前後に固定されていた。そのため、竈主以外の百姓は竈を借用するか、あるいは日雇人足としてしか生産に関与することはできなかった。

支配関係は徳川氏の関東入国後、幕府領となり、代官の支配を受けていたが、1828（文政11）年<sup>13)</sup>に至って旗本中山氏の知行所となり明治を迎えた。

上成木村は上分と下分に分かれており、1727（享保12）年の段階で上分は9組、下分は5組から成っていた。名主は、上分・下分ともに組頭のうちから選出され年番で勤めていた。年番制は享保期頃には定着していたようで、1719・1720（享保4・5）年頃から始まったと推測さ

れる。<sup>14)</sup>

(2) 八王子石灰焼竈仲間の成立

上成木村において石灰生産が行われるようになった状況については次のような記述がある。

[史料1]<sup>15)</sup>

一当村山より石灰ニ製候大石穿出申候、石□白ク青ミ御座候、当時石灰竈三ヶ所御座候、右石灰元祖之儀者北条氏輝之家臣八王子落城之砌、親者戦士致、其子当所ニ住居罷仕、始而石灰ヲ製試候処、水火共至テ保方宜敷、時に慶長年中江戸御城御普請ニ付、御用被仰付、其砌より八王子白土焼ト名目被下置、其後会所御免ニ而今に引続石灰商売仕候

この史料は1799(寛政11)年7月に代官所に提出した村明細帳の一部である。これによれば、八王子石灰は1590(天正18)年八王子城落城の折、後北条氏の家臣が成木村に居住し石灰の試作を行ったことから生産が始まったとある。「慶長年中江戸御城御普請ニ付、御用被仰付」とは、1606(慶長11)年幕府代官頭大久保長安が江戸城修築の命を受けて成木村・北小曾木村から石灰を取り寄せた際に、後北条氏の家臣で当地に土着した川口弥太郎・佐藤助十郎・木崎平次郎・野村庄七郎が石灰御用を勤めたことを示す。<sup>16)</sup>川口家・木崎家は上成木村、佐藤家・野村家は北小曾木村の村役人を勤めた家である。八王子石灰という名称は江戸城御用を勤めた際に付けられたものと言われている。八王子石灰は江戸城のほか駿府城・大坂城・二条城・日光東照宮・増上寺等の普請に利用されていた。<sup>17)</sup>こうした幕府の御用が八王子石灰の生産を支えていたのである。石灰御用の近世初頭の実態については、史料の残存状況から明確にし得ず、江戸城へ運ぶ際の継ぎ立ての状況が伺えるにすぎない。<sup>18)</sup>

当初、石灰生産は木崎家・佐藤家・野村家・川口家で行われていたが、寛文頃から徐々に竈数が増加していき、1648(慶安元)年には10竈、万治年間には16竈、1661(寛文元)年には25竈が存在した。<sup>19)</sup>石灰は四家とその同族団を中心として生産されていたが、次第に4家と血縁関係のない者たちが生産に関与するようになった。竈数の増加を促進した背景には1657(明暦3)年の大火以降、江戸での建築資材としての需要が高まったことがある。こうした竈主の増加に対して、寛文年間に四家を中心に竈主を18名に制限することが決められた。<sup>20)</sup>これにより後北条氏旧臣の由緒を持つ者たちを中心とする古くからの竈主は「旧焼」と称され、寛文以降に新たに石灰生産に関わるようになった者達は「新焼」と称された。旧焼の者たちは幕府から250両の拝借金を受けて、石灰生産を行い、江戸への輸送に必要な助馬使用が許可されていた。<sup>21)</sup>これに対し、新焼の者達は幕府に対して年に3000俵の運上灰を差し出すことを条件に生産を行っていた。<sup>22)</sup>

こうした新焼の動向に対し、1694(元禄7)年11月、北小曾木村名主又兵衛・白土焼弥兵衛等旧焼の者たちは幕府に対して次のような訴えをおこしている。

[史料2]<sup>23)</sup>

乍恐以書付御訴訟申上候



武州三田領北小曾木村上成木村両村之石灰焼拾九人之者共御訴訟申上候  
一権現様御入国以来、御用之御白土御直段之儀、白土三斗五升入五拾表<sup>(俵)</sup>ニ付、代銀六拾四匁宛  
ニ相定メ指上申候、先年御天主御普請之節、御評定所え白土焼共被召出、御白土大分被仰付  
候、其節白土切めニ御座候ニ付、大分金子を入焼調損金仕候得共、一言之御訴訟不申上無滞  
上納仕候、為御褒美御拝借金只今迄仕来候処、今度同村太郎兵衛と申者、三千俵之御運上ニ  
而、御訴訟申上候へは、其方へ被為仰付候、私共名代之竈被召上、何共迷惑仕候ニ付奉願候、  
委細は  
一御運上之儀は三千表<sup>(俵)</sup>ニ壹割増ニ仕り、年々指上可申候、先年より外之者、白土之御用達申候  
儀無御座候、何とそ先規之者共ニ被仰付被下候様ニ奉願候  
一先規より焼来り候者共、御用大切ニ奉存、石并薪立木大分かこい申候処、我々名代之竈被召  
上、渡世送り可申様無御座及飢申候、哀御慈悲ニ先規之者共ニ被仰付被下候は難有可奉存候、  
以上

元禄七年戌十月

北小曾木村

名主 又 兵衛印

白土焼 弥 兵衛印

同 嘉右兵衛印

上成木村

名主 平 兵衛印

白土焼 七郎左衛門印

同 九右衛門印

御公儀様

この史料は、3000俵の運上を出して新竈を願い出た村内百姓太郎兵衛に幕府が白土御用を命じたことに対して、旧焼が反対を唱えたものである。旧焼の者たちは徳川氏の関東入国以来、石灰を上納し、1632（寛永9）年の江戸城天守閣普請の功により拝借金が下付されるに至ったことを述べ、自己の正統性を主張した。さらに、3000俵の1割増の運上上納を条件に旧焼の者たちが御用を勤めることを申し出ている。幕府は江戸の石灰需要に対応するため、新焼・旧焼の区別なく御用を命じようとしたのであったが、石灰生産に依存する上成木村の旧竈層にとっては、御用の独占が必要だったのである。ここに、川口・木崎等土豪百姓の由緒が旧竈層の由緒になっていることが看取できる。そして、享保期以降、八王子石灰の由緒として共有化される端緒があるのである。

その後、石灰生産は周辺村に拡大し、1699（元禄12）年には高麗郡直竹村においても3竈が許可された<sup>24)</sup>。1702（元禄15）年、代官が窪島長敬から比企長左衛門へ交代した際に新焼に対しては運上灰の免除が、旧焼に対しては拝借金が廃止された。ただし、運上灰のみは、1707（宝永4）年に復活した。こうした幕府の政策によって八王子石灰は上成木村・北小曾木村・直竹村の3か村において生産されることになり、旧焼・新焼といった区別も希薄になっていたので

ある。そして、八王子石灰焼竈仲間は上成木村・北小曾木村・直竹村の竈主によって構成されることになり、竈数は21竈に決められた。<sup>25)</sup>

(3) 八王子石灰焼竈仲間の組織化

石灰仲間は元禄期から享保期にかけて次第に組織化されることになるが、こうした状況を示すものとして以下のような史料がある。

[史料3]<sup>26)</sup>

差上申一札之事

一上成木村源兵衛儀、先刻石灰竈主ニ御座候処ニ、源兵衛不埒之義御座候ニ付、竈名代御取上被仰付候、然処ニ源兵衛倅弥五郎儀石灰焼仲間江入度段相願候ニ付、御吟味之上惣石灰焼仲間江御書付を以被仰渡候者、古来より石灰焼候義有之候得ハ相隔義無之候得ハ、仲間江入候様ニ被仰渡候ニ付惣仲間相談之上得心仕、石灰仲間江入申候

一右弥五郎儀、年々壱竈宛焼立御運上之儀者潰竈分共ニ引請惣仲間一同二年々無滞上納仕、たとへ焼立不申共御運上之義ハ潰竈共ニ上納仕候定ニ而仲間江入申候、右之通り之定ニ而御座候処ニ相背申候ハ、其節御願可申候事

右之通相極候間、不依何事ニ弥五郎儀仲間之相談相用候様ニ被仰付可被下置候、依之惣仲間連判証文差上申所、依而如件

享保十五年戌

二月

武州多摩郡上成木村

加 兵 衛印  
権 右 衛 門 印  
佐次右衛門印  
(マ)  
娘 右 衛 門 印  
五郎右衛門印

荻原源八郎様

御役所

同国北小曾木村

九 郎 兵 衛 印  
加 右 衛 門 印  
太 郎 左 衛 門 印  
重 郎 右 衛 門 印

同国高麗郡上直竹村

七 左 衛 門 印  
喜 右 衛 門 印  
市 郎 兵 衛 印  
森 助 印

佐 内印

〔史料3〕は上成木村源兵衛倅弥五郎が石灰焼竈仲間に入るにあたって上成木村・北小曾木村・上直竹村の竈主が代官荻原政形に提出した証文である。弥五郎とは慶長年間以来石灰生産を行っている川口家の子孫である。弥五郎家は父源兵衛が村役人として「不埒之儀御座候ニ付」という理由で竈主からはずされてしまったのであった。この「不埒之儀」とは1728（享保13）年に生じた村方騒動のことを指す。この騒動は名主半兵衛・組頭源兵衛等村役人に対して小前層が年貢取立等の不正を訴えたものであった。源兵衛に対しては、①名寄帳の紛失によって「大積」で年貢を徴収したこと、②年番で管理していた白土焼証文を仲間に渡さなかったこと、③石灰生産のための借入金<sup>27)</sup>の不正、が問題にされていた。

川口家は石灰御用を勤めるとともに村役人であり、近世初頭においては土豪百姓としての性格が強かった。しかし、元禄期以降、川口家をはじめとする土豪百姓が行っていた石灰生産に小前百姓が新竈として参入してきた。これは、土豪百姓を中心とする村落から小前百姓を中心とする近世村落へと村落構造が変化したことを示す。上成木村では石灰生産は村の主要な生業であったために村政とも密着に関わっており、土豪百姓が村役人退役に追い込まれることは、竈主から排除されることと一体であったのである。こうした社会構造の変化を経て、弥五郎も石灰焼竈仲間であるためには仲間の承認を得て、その旨を代官所に届け出なければならなくなったのであった。なお、弥五郎はこの時、「竈名代」を勤めることになったため、潰竈1軒分の運上も負担することが決められた。石灰焼竈仲間の組織化は元禄期から享保期にかけての村落の構造の変化と密接な関係にあったのである。

## 2 八王子石灰の生産・流通構造の変化

元文期以降、石灰御用がなくなると、八王子石灰は江戸向けの商品として、その性格を変えなければならなくなった。八王子石灰の江戸での売捌は幕府に運上を上納することによって許可されており、幕府も八王子石灰を保護するために他国産灰の江戸売捌きを停止していた。こうした幕府の保護下にあっても八王子石灰の経営は困難であり、竈名代弥五郎は持山の立木を質入し生産の資金にあてるなど経営の立直しをはかった<sup>28)</sup>。しかし、新たに経済的成長を遂げた百姓が石灰焼竈仲間から竈を借り受けて生産を行う動向も見られるようになり<sup>29)</sup>、幕初からの竈主の権利も形骸化するに至ったのである。

以下では享保期から安永期までの八王子石灰の生産・流通構造の変化について見ていきたい。なお、当該期の石灰の生産・流通についてはすでに先行研究において明らかにされているので、その成果に従って概観することにする。

### (1) 生産構造の変化—他国産灰との関係—

#### a 蠣殻灰との関係

享保期に入ると、江戸の本所・深川において蠣殻灰の焼き出しが始められた。1729（享保14）年、蠣殻灰の竈元は蠣殻灰1000俵を上納することで江戸での売捌が許可された。<sup>30)</sup>この蠣殻灰の影響は大きく八王子石灰21竈のうち8竈が潰れ、残り13竈で潰れ分の運上を上納しなければならなくなった。<sup>31)</sup>その後、1732（享保17）年町奉行大岡忠相によって、①8竈分の運上2800俵の代金79両1分と銭83文3分を「助運上」として蠣殻灰側が負担すること、②蠣殻灰竈仲間は16竈から10竈に制限すること、<sup>32)</sup>が定められた。幕府は蠣殻灰の売捌を許可する一方、八王子石灰の生産も保護したのである。この結果、八王子石灰は蠣殻灰竈仲間を金主とし、経済的な援助を受けることで生産を続けることになったのである。

#### b 野州石灰との関係

寛延期に入ると、上野国都賀郡・安蘇郡で焼きだされた石灰（野州石灰）が新たに幕府に江戸での売捌きを願い出、1750（寛延3）年に許可された。この時、八王子石灰側の願いにより八王子石灰の運上は廃止された。<sup>33)</sup>これは野州石灰の進出に対して八王子石灰の経済的負担を軽減する保護政策であった。しかし、この時すでに八王子石灰焼竈仲間は5・6竈まで減少していたため、結局日雇によって生産を続けることになり、年貢等に差し詰まり、1762（宝暦12）年に再度運上を願い出るにいたった。<sup>34)</sup>八王子石灰の運上金復活にともない、野州石灰の江戸での売捌は停止された。<sup>35)</sup>

なお、八王子石灰は1763（宝暦13）年に関東郡代役所より100両を拝借し、経営にあてている。拝借にあたっては上成木村弥五郎と直竹村七左衛門が50両宛、5か年季、年利1割で借用する形がとられた。<sup>36)</sup>

#### c 三手会所の設立

1773（安永2）年、再び野州石灰の江戸での売捌きが許可され、石灰相場は定相場から時相場になった。<sup>37)</sup>この事態に対して、八王子石灰焼竈仲間は蠣殻灰竈仲間とともに幕府に保護を訴えた。その結果、同年、八王子石灰の運上はすべて蠣殻灰側が負担することが命じられた。<sup>38)</sup>その後、1775（安永4）年、町奉行石谷政友の差配により、八王子石灰・蠣殻灰・野州石灰による三手会所が成立した。石灰・蠣殻灰にはそれぞれの竈主および会所の焼印を押され、相場は竈主・会所仲買の立会で決められることになった。会所の設置により八王子石灰の売捌代金は3分1になり、それまで13竈であった竈数を8竈に減らすことになった。<sup>39)</sup>

#### (2) 流通機構の確保

次に八王子石灰の流通について見ていきたい。ここではまず、1716（享保元）年8月に八王子石灰焼竈仲間・八王子石灰中継・八王子石灰船積問屋が作成した証文を見ていくことにする。これは成木村から運ばれる石灰が船積のため、「痛俵」が多いことに対応して作成されたものである。ここでは①山元から出される石灰の駄賃は竈主が金額を定め中継が支払う、②中継より河岸へ出す駄賃は中継にて金額を決め、河岸船積問屋にて支払う、③石灰を中継まで出すときは竈主は荷印と俵数を記した荷札を作成し、さらに荷駄の数を帳面に記して、荷物と照会する

こと、④中継・河岸船積問屋の駄賃の支払いは毎年正月2日・3月4日・5月6日・7月16日・9月10日・10月21日に行う、⑤中継・河岸船積問屋は他の石灰を取引しないこと、が決められた。<sup>40)</sup>

その後、1766（明和3）年3月には、竈主・仲買を通さずに直接売り捌く者が出現するようになったため、八王子石灰は江戸御用会所小倉屋庄助との間で、中継・河岸船積問屋の特定を強化することを申し合わせた。<sup>41)</sup>さらに同年12月、八王子石灰焼竈仲間は近郷・近国売りについては金主が変更されても畑村仁右衛門に任せることを決めた。こうして、江戸および在方での売捌きの安定がはかられたのである。<sup>42)</sup>

享保期以降、江戸市場の拡大に伴い、他国産灰の江戸進出は抑制できない状況にあった。幕府も江戸での需要の高さから蠣殻灰・野州石灰の売捌きを許可し、八王子石灰は窮地に追い込まれた。八王子石灰側は蠣殻灰仲間を金主に定めたり、関東郡代の公金貸付を利用する等幕府の保護を求め、生産を続けたが、潰竈を押さえることはできなかった。これは八王子石灰焼竈仲間が「御用」としての性格を払拭できず、市場経済の発展に対応できなかったことに起因している。そのため、金主や中継・河岸船積問屋・在売の決定といったことが逆に八王子石灰焼竈仲間を竈主として生産のみに従事する者として封じ込めることになり、八王子石灰側の裁量で石灰を流通させることを不可能にさせたのである。<sup>43)</sup>

### 3 八王子石灰の衰退

八王子石灰は寛政期に至ってさらに衰退の途を強めることになったが、以下ではこの点について述べていきたい。

#### (1) 寛政期の物価統制令とその影響

1790（寛政2）年2月、幕府は寛政改革の一環として物価統制令を発した。その内容は1783（天明3）年の米価最高時を基準として、その後の米価低落と同率に諸物価を引き下げることを決めたもので、仕入から仲買に至る各段階で徹底することが命じられた。<sup>44)</sup>この法令は全国法令ではあるが、三都、特に江戸における生活必需品の物価引き下げを目的として出されたことは、すでに研究史で指摘されているところである。<sup>45)</sup>

江戸では、勘定奉行柳生久通・池田長恵・初鹿野信興によって1783（天明3）年以来の米価・諸商品の価格を仕入先まで遡り、問屋・仲買・小売での価格調査が行われた。<sup>46)</sup>この過程で八王子石灰に対しても柳生から「下直ニ売捌キ可申哉否哉之旨」の御尋があった。<sup>47)</sup>1791（寛政3）年には、八王子石灰に対して、これまで1500俵であった運上を3000俵にすることが申し渡された。<sup>48)</sup>八王子石灰の運上はもともとは3000俵であったが、経営難を理由に1782（天明2）年8月に3か年に限り1500俵に半減された。<sup>49)</sup>この取り決めはその後も継続していたが、物価統制令を機に引き上げが命じられたのである。さらに、3年間の売値の引き下げが決定し、それまで金

1両につき1斗5升入30俵替のところ、31俵替となり、安価の石灰の売買が余儀なくされたのであった。<sup>50)</sup>

その後、1799（寛政11）年には石灰売捌制限が解除され、三手会所の間屋株が廃止された。これにより勘定所勝手方において許可されれば、他国産灰であっても江戸での売捌が可能になった。<sup>51)</sup>翌年には、石灰焼立・売捌は、幕領に限り、各代官所に届ければ自由に江戸で売買できることになり石灰市場の「自由化」が促進された。<sup>52)</sup>その結果、八王子石灰の特権は失われ、竈主達は破産状態に陥ったのである。<sup>53)</sup>こうした八王子石灰の衰退は上成木村の村明細帳の記述にも示されている。1799（寛政11）年までは辛うじて3軒の竈主が存在していたが、1828（文政11）年の村明細帳には竈数が記されていない。そこでの石灰に関する記述は村の産業ではなく、慶長年間に御用を勤めたという由緒になってしまっているのである。<sup>54)</sup>

寛政改革の経済政策の一環として幕府は八王子石灰の運上引き上げ・売値引き下げを決定し、それまでの保護政策を否定し経済優位政策を取った。その結果、八王子石灰は市場の動向に対応できず衰退に至ったのである。

## (2) 八王子石灰における由緒の展開

ここでは、寛政期に幕府に出された二つの願書を事例に八王子石灰の由緒の展開について考えていくことにする。

[史料4]<sup>55)</sup>

八王子石灰之儀者往古より廿壺竈ニ而焼立、御入国以来御用御運上相勤罷在候所、其後近郷より蠣殻灰夥敷焼出し売散候故、自然と石灰売捌無数廿壺竈之内八竈焼潰レニ相成り、残十三竈ニ而八竈分御運上弁納仕相勤候得共難取続、享保十七子年 大岡越前守様御勤役之砌り奉願上、御吟味之上焼潰レ八竈分式千八百俵代金七拾九両壺分永八拾三文三分之儀蠣殻灰拾口ニ相極メ、右金永助運上として為指出、八王子石灰竈主へ被下置、数年来御用御運上相勤候所、仕法替願人数多有之、既ニ寛延二巳年迄御用相勤候所、翌午年 能勢肥後守様町御奉行所ニ而願人へ御運上被仰付、八王子石灰御運上御免ニ被仰付、尤八王子石灰之儀ハ慶長年中より御用相勤候旧功ヲ以無運上ニ而石灰焼立売捌仕候様被仰渡、拾三竈ニ而焼立候所、段々焼潰レニ相成（中略）宝暦十二午年 一色安芸守様御奉行所へ奉願上、追々御吟味之上先規之通り御用御運上被仰付相勤罷在候

[史料4]は1796（寛政8）年に八王子石灰焼竈仲間が奉行所に提出した願書の一部である。幕府の運上引き上げに伴い、蠣殻灰側は八王子石灰の助運上を拒否していたのだが、これに対して八王子石灰が蠣殻灰へ助運上を命じることを願い出たのであった。引用史料は蠣殻石灰が八王子石灰の助運上を負担することの妥当性を示すために、これまでの八王子石灰の来歴を記した部分で、八王子石灰の由緒とすることができる。この内容は①徳川氏の関東入国以来御用を勤めていること、②享保期に至って蠣殻灰の売捌が許可された後、町奉行大岡忠相が蠣殻灰竈仲間に八王子石灰の助運上を負担することを命じたこと、③1749（寛延2）年、野州石



灰の売捌が許可された際に八王子石灰の運上が免除されたこと、④1762（宝暦12）年に困窮を理由に運上が再開されたこと、の4点である。②は蠣殻灰竈仲間が八王子石灰の運上を負担することを当然とする根拠になっている。③については、八王子石灰が慶長年中より御用を勤めてきた旧功が認められたものと認識している点が興味深い。八王子石灰は、近世初頭に御用として生産が始められてから幕府の保護を受けてきたことを由緒化し、自らを正統化する根拠としたのである。しかし、現存する史料を見るかぎり、八王子石灰が由緒を主張する場合は非常に限られていたことに気付く。

管見の限りでは、八王子石灰は元禄期頃より由緒を主張している。由緒を主張する事例は①村明細帳を提出するとき（[史料1]）、②上成木村あるいは八王子石灰焼竈仲間として運上の取り扱い等の保護を幕府に要求する場合（[史料2]・[史料4]）、③自らの村の歴史を書くとき（後述の「御用白土石灰旧記控」がそれにあたる）、に限られる。②の場合、上成木村の竈主（村役人）が主体となるケースでなければ由緒は主張されていない。八王子石灰の由緒は八王子石灰焼竈仲間においてのみ共有化され、上成木村の由緒には成りえず、蠣殻灰・野州石灰と共有されることはなかった。つまり、由緒は江戸城御用を基底とする限られた空間でしか機能しなかったのである。

次に1799（寛政11）年6月に上成木村・北小曾木村・直竹村の百姓が奉行所に提出した願書を取り上げたい。

[史料5]<sup>56)</sup>

武州多摩郡上成木村下分組頭與膳・百姓代彦右衛門・組頭兵蔵・百姓平七・北小曾木村百姓勝治郎後家てる後見百姓平八・高麗郡上直竹村上分百姓権右衛門、右六人惣代平七奉申上候、当村之儀は一躰山中谷間之村方ニ而畑名請七分通り、余は山林木立ニ而猪鹿夥敷霧深候ニ付、家居廻之外は作仕附不相成、小前夫食三ケ一ならでハ無御座候、慶長年中白土御用石灰焼立被仰付候以来、是迄男は石灰焼立日雇或ハ附送駄賃を取、女は縄俵をこしらへ右稼を御年貢金上納仕、夫食足合仕ニ候段御検地御水帳以前より之儀ニ付、村方不相当ニ家別多御座候、依之石灰竈株減候ニ随ひ、小前百姓稼方ニ相離及困窮難儀至極仕候ニ付、私儀三ケ村百姓為惣代近年潰竈取立申度段奉願上、追て御吟味中ニ御座候処、此度石灰之儀は関八州其外諸国稼ニ被仰出候上は、先年之竈数ニ不抱可奉願上候儀者勝手次第之御儀ニ付、願上候ハ御吟味之上可被仰付旨当廿一日被仰渡之趣難有承知奉畏候

1799（寛政11）年、石灰売捌の制限が解除されたことを機に上成木村・北小曾木村・上直竹村の百姓は新規に石灰生産を行うことを願い出た。[史料5]はその願書の一部である。願書では、まず3か村が山村で耕地が少なく農業に適さないことが主張されている。慶長年中に石灰御用を命じられて以来、小前百姓は石灰焼立の日雇人足賃あるいは石灰附送駄賃で年貢を納めてきたと言う。村方の家数は生産力に比して不相応に多かったため、竈主が潰れるに従い小前百姓は困窮した。このため、小前百姓は潰株を取り立て竈主になって石灰生産を続けるこ

とを願い出たのである。ここで注目されるのは、小前百姓が「百姓成立」を石灰生産をはじめ理由としていることである。この点は八王子石灰竈主が御用を勤めてきたという由緒を拠所としている点と大きく異なる。

先述のように、竈主に成り得る家格と竈数が制限されていたため、小前百姓は竈を借用するか、あるいは人足として労働力を提供するという形でしか生産に関与できず、竈主には成り得なかった。しかし、寛政期の一連の経済政策によって市場の「自由化」がはかられ小前百姓にも竈主になる機会が到来した。この時彼らが主張したのは、八王子石灰の由緒ではなく百姓成立であったのである。幕府は経済政策上から江戸市中への安価な石灰流通（＝八王子石灰の衰退）を決めたのであり、由緒闘争では幕府の納得を得られなかったに違いない。逆に言えば市場経済的関係においては由緒が機能する「場」は存在しなかったのである。

なお、ここで八王子石灰の由緒が近世を通じて機能した事例として小川村をはじめとする青梅街道沿いの村々の日光社参人馬役免除があることを指摘しておきたい。青梅街道は、石灰輸送のために開かれ、街道沿いの村々が御用石灰を運んだという由緒は御用が消滅した後も認められたのである。<sup>57)</sup>つまり、役負担において由緒は貫徹したのである。

ここでは八王子石灰の由緒を通して、①由緒は排他的閉鎖的空間において機能し近世身分制を象徴する現象であること、②市場経済が一定度の発展を遂げた段階・分野においては社会的機能を失う傾向にある、という2点を明らかにした。そして、このことは近代市民社会においては由緒闘争は見られなくなるという現象を説明するものである。

## (2) 「御用白土石灰旧記控」の成立

1796（寛政8）年、八王子石灰竈主木崎直次郎元知によって作成された「御用白土石灰旧記控」を取り上げ、さらに由緒の意義を考えていきたい。

「御用白土石灰旧記控」（以下「旧記」と称す）は美濃判四ツ折の横帳で、丁数は68枚である。作成者の木崎元知とは上成木村の村役人を勤める木崎家の関係者である。木崎家は慶長年間に川口家とともに石灰生産をはじめた家である。この史料の成立には、柳生久通による物価引下政策に起因する一連の動向があると推測される。そして、それは八王子石灰焼竈仲間のうち旧焼層にとっては重要な意味を持ったのであった。

本史料は以下のような書出しではじめられる。

[史料6]<sup>58)</sup>

覚

武蔵国高麗郡上成木村、同国多摩郡北小曾木村右之村白土焼石灰の儀は八王子城主北條陸奥守平朝臣(照)氏輝より恩賞の者

上成木村 木崎平次郎

同 村 川口弥太郎

北小曾木村佐藤助十郎

同 村 野村庄七郎

右の者天正十八年七月〔虫損〕後、両村之引込み白土焼き〔虫損〕仕り、村方百姓と申合せ、石灰を焼き出し候と申し伝ふる也、結城の家臣なる多賀谷越前より焼法を伝習す御入国被為遊後慶長十一年十一月江戸の御本丸御普請の節御老中より御奉書被成下上成木村、北小曾木村白土焼と名目を被仰付候、則本山の白土石灰と申渡し候、八王子石灰竈主とも申候、

表1 「御白土石灰旧記控」の内容

番号	年 月 日	内 容	文書の写 ( )は点数
1	—————	八王子石灰の由来。	無
2	慶長11(1606)年11月	江戸城普請。	有(2)
3	慶長12(1607)年	駿府城普請。	無
4	慶長13(1608)年	大坂城普請。	無
5	慶長15(1610)年9月	名古屋城普請。	無
6	元和元(1615)年2月	大坂城普請。	無
7	寛永元(1624)年4月	二条城・大坂城普請。	無
8	寛永9(1632)年7月	上野孔子堂普請。	有(2)
9	寛永16(1639)年2月	江戸城天守閣普請。 この時より幕府から毎年拝借金250両が渡される。	有(2)
10	慶安2(1649)年11月19日	紅葉山・西丸・喰違門の修復。	有(1)
11	明暦2(1656)年	川越城普請。	無
12	明暦3(1657)年2月	明暦の大火による江戸普請。	無
13	寛文元(1661)年2月	上成木村・北小曾木村の竈主、18株に決められる。	無
14	寛文元(1661)年3月	白土運送駄賃白土3斗5升入1俵につき銀1匁2分八厘に決められる。	無
15	寛文3(1663)年2月	上成木村・北小曾木村における伐木禁止の高札が建てられる。	有(2)
16	寛文3(1663)年6月	江戸城本丸普請。	有(2)
17	寛文5(1665)年正月	大坂城天守閣普請。	無
18	延宝8(1680)年	上野巖有院御仏殿普請。	有(1)
19	元禄2(1689)年8月	日光東照宮普請。	有(2)
20	元禄3(1690)年2月	江戸城その他新規の普請。	有(1)
21	元禄6(1693)年10月	江戸城その他新規の普請。	有(1)
22	—————	寛文元年に定められた白土焼竈主18株の書上、白土村継の際の村々寄馬数・駄賃の書上。	無
23	元禄7(1694)年10月	翌年より運上灰3000俵の上納を命じられる。	無
23	元禄7(1694)年3月	百姓持山改めが行われる。	無
25	元禄10(1697)年8月	増上寺普請。	無
26	元禄10(1697)年9月	上野根本中堂普請。	無
27	元禄12(1699)年12月	地震により江戸城他普請。 加治領直竹村にて白土竈3竈を許可される。	無

28	元禄13(1700)年2月	上成木村・北小曾木村の運上灰3600俵、直竹村の運上灰700俵と定められる。	無
29	宝永元(1704)年9月	神田聖堂普請。	無
30	宝永3(1706)年3月	根津権現普請。	無
31	宝永4(1707)年5月	白土1俵(3斗5升入)につき銀1匁2分8厘、駄賃1俵につき1匁7分4厘5毛に決められる。	無
32	享保7(1722)年	竈主困窮の旨、代官荻原政形に訴える。	無
33	享保15(1730)年	上成木村源兵衛倅弥五郎、代官より白土竈申し付けられる。	無
34	享保17(1732)年	蠣殻灰、江戸市中での売捌を願いでる。	無
35	享保17(1732)年	蠣殻灰16竈を10竈に減らし、八王子石灰8竈分の運上灰を蠣殻灰に負担させることが決められる。	有(1)
36	享保21(1736)年4月	江戸での他国産灰の売捌禁止の触が出される。	有(1)
37	元文元(1736)年4月	白土1俵につき銀1両7分4厘5毛に定められる。	有(1)
38	元文3(1738)年2月	石灰を陸路で運ぶことが命じられる。	無
39	元文4(1739)年	日光山修復普請。	無
40	元文4(1739)年11月	江戸での他国産灰売捌禁止の触が出される。	無
41	元文5(1740)年	日光中禅寺修復。	無
42	寛保3(1743)年6月	江戸での他国産灰売捌禁止の触が出される。	無
43	延享3(1746)年4月25日	江戸での他国産灰売捌禁止の触が出される。	無
44	寛延3(1750)年	野州石灰、江戸での売捌許可により、八王子石灰は無運上になる。	有(1)
45	宝暦8(1762)年	運上灰の再上納を願い出、許可される。	有(1)
46	天明2(1782)年8月晦日	運上灰、3年間、3000俵から1500俵に免除される。	有(1)
47	天明4(1784)年12月晦日	運上灰、1俵につき1斗5升入の旨願い出、許可される。	有(1)
48	天明5(1785)年5月晦日	運上灰減方延期を願い出、許可される。	有(1)
49	寛政3(1791)年6月19日	石灰と蠣殻灰とを詰め替えて売買することが禁止される。	有(1)
50	寛政3(1791)年11月4日	運上灰減方延期を願い出る。	有(1)
51	寛政6(1794)年11月16日	会所にて無焼印の石灰を取り扱い訴訟となる。	有(1)
52	—————	石灰金主交替書上。	無
53	寛政3(1791)年6月	石灰の運上引き上げ、および売値引き下げが決定する。	有(1)
54	寛政8(1796)年9月26日	上野国邑楽郡下仁田村より無焼印にて石灰焼出につき訴訟となる。	有(1)

典拠 「御用白土石灰旧記控」(『小平郷土研究会会報』第2号)

冒頭には①上成木村・北小曾木村の石灰焼き出しは北條氏照の家臣であった木崎平次郎・川口弥太郎・佐藤助十郎・野村庄七郎が上成木村・北小曾木村に土着してはじめたこと、②石灰の技術は結城家家臣多賀谷越前によって伝えられたこと、③1606（慶長11）年大久保忠隣と本多正信に江戸城本丸普請の御用を命じられたこと、④このとき「本山の白土石灰」と申し渡され、八王子石灰とも称したことが書かれている。この内容は〔史料1〕とほぼ同様である。また、〔史料2〕・〔史料4〕とも共通し八王子石灰の由緒の根幹となる部分である。「旧記」の内容構成は表1に示した通りである。

「旧記」には、由来に引き続いて八王子石灰が江戸城・二条城・駿府城などの普請に必要な御用石灰を焼き出したことが記されている。ここでは御用を勤めたことだけではなく、白土運搬に際して青梅街道沿いの村々に助馬が命じられたこと、焼き立てに必要な薪の確保のために周辺村々に対して伐木禁止の高札が出されていたこと、幕府から毎年250両の拝借金を得ていたことが記されている。こうした記述に幕府との結びつきが強かったことが強調されている。さらにここで興味深いのは、御用を勤めたことを示す根拠として幕府代官が村々に出した文書および幕府老中から代官に出された奉書の写が掲げられている点がある。これは文書という客観的証拠を提示することによって自らの正統性を保障したもので、18世紀後半以降の民間地誌の編纂の過程で見られる傾向と一致する。<sup>59)</sup>「旧記」の記述は享保期を迎えると、御用に関する記述はほとんど見られなくなり、むしろ石灰仲間内部の取り決めや他国産石灰に対して八王子石灰が行ってきた売捌停止願や運上灰の取り決めに関する事柄を内容とするようになる。なお、この過程は当時、作成・提出した文書を掲げることで示されている。

「旧記」は、木崎元知によって石灰経営の備忘録として作成されたと考えられる。今後の諸願書の提出、訴訟のために作成したことは、提出文書の写が書き留められていることから明白である。そして、その記述からは由緒の発生と共有化が読み取れる。〔史料6〕は、そもそも土豪百姓の家の由緒であったものが、八王子石灰焼竈仲間の由緒になったことを示している。しかし、その後の記述を見る限り、その由緒は全面展開していない。江戸市場の拡大に八王子石灰の由緒は封じ込められてしまい、その結果、社会的機能を持った存在から、はからずも「歴史」としての意味しかもつことが出来なくなってしまったのである。

## おわりに

以上、本稿では雑駁であるが八王子石灰の展開について述べてきた。八王子石灰は江戸城修築御用という軍事的要請によって生産が始められた。近世初頭には川口・木崎・佐藤・野村といった後北条氏に仕えた由緒を持つ土豪百姓を中心に生産が進められていたが、享保期には八王子石灰焼竈仲間の組織が確立するに至った。それと同時に八王子石灰は市場経済に巻き込まれることになったのである。その後、八王子石灰は御用が消滅していたにも関わらず、慶長年

間に江戸城御用を勤めたことを理由に幕府に保護を求めた。幕府は蠣殻灰側に八王子石灰の運上を負担させるなどの対応を通して保護を行ったが、市場経済の発展にともない、結局は経済政策を優先させるに至った。その過程で八王子石灰は衰退を余儀なくされたのである。

このような八王子石灰の動向から、本稿が提示した二つの問題点に結論を示し、まとめをしたい。第一に江戸周辺地域の位置付けについてであるが、八王子石灰の動向を見る限り、初期の軍事的要素は弱められ、享保期頃には江戸地廻り経済圏のなかに位置付けられていったと言える。ここでは鷹場論に見られるような江戸周辺地域の軍事的意義を追求する見解は成立しない。中後期の鷹場の機能については治安維持的あるいは軍事的側面が強張されているが、鷹場とは本質的には鷹狩りという儀礼を行う場にすぎないのである。<sup>60)</sup>

第二に由緒が機能する場について述べておきたい。八王子石灰の由緒が全面展開できなかった理由には対外的要因と対内的要因があったと言える。対外的要因としては、八王子石灰が蠣殻灰を金主としてその生産を維持していたことが非常に大きい。御用から生産がはじまった八王子石灰は必然的に保護主義にならざるを得ず、それを貫徹するためには蠣殻灰に依存しなければならなかった。当然のことながら、八王子石灰は蠣殻灰と由緒を共有化できず、その結果、由緒を主張できる場が制限されてしまったのである。そして、安価な石灰を提供するという寛政期の経済政策によって八王子石灰は衰退し、はからずも由緒は歴史となるに至った。

対内的要因としては、江戸城御用からはじまったために、基本的には土豪百姓の子孫に生産が独占されており、村内での共有化が実現できなかったことがある。竈数が制限され、小前層が容易に竈主になれなかったことにより、市場経済の論理を導入をできなかったのである。幕府が市場経済の論理を視野に入れた経済政策を展開したのに対し、村側がそれに対応できなかったところに八王子石灰の矛盾があった。そして、この矛盾が村内での由緒の共有化を妨げたのである。

由緒論研究に示されるように、献上品は献上という関係において価値を持つのであって、商品としての普遍的な価値を有するものではない。つまり特殊な儀礼関係のなかでしか価値を持たないのである。八王子石灰焼竈仲間は元文期に御用が消滅した後も、慶長年間に御用を勤めたという由緒を最大限に利用しようとしたが、そこには限界が存在していた。石灰が生活必需品・商品としての価値を高めていく中で、由緒は機能しえなくなっていった。個別的人的關係を前提とする儀礼に基づく由緒は市場経済の論理によって克服されていったのである。<sup>61)</sup>

#### 【註】

- 1) 大友一雄「献上役と村秩序－勝栗献上をめぐる－」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和61年度、1987年）、同「献上役負担と運動の論理－遠州豊田郡只来・山東村の勝栗献上を事例に－」（『国史学』第132号、1987年）、「近世の献上儀礼にみる幕藩関係と村役－時献上・尾張藩蜂屋柿を事例に－」（徳川林政史研究所『研究紀要』23号、1989年）、「近世社会における文書管理と文書認識－美濃国加茂郡蜂屋村を事例に－」（『史料館研究紀要』第23号、1992年）（以上の論文は『日本近世国家の



- 権威と儀礼』(吉川弘文館、1999年)に所収)。
- 2) 山本英二「浪人・由緒・偽文書・苗字帯刀」(『関東近世史研究』第28号、1990年)、同「甲斐国『浪人』の意識と行動」(『歴史学研究』613、1990年)、井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」(『日本史研究』324、1989年)。
  - 3) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館、1999年) 8頁。
  - 4) 宮田満「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」(『関東近世史研究』第26号、1989年)、大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)。
  - 5) 君塚仁彦「江戸城御用炭役と村ー武州における一事例ー」(『関東近世史研究』第25号、1989年)。
  - 6) 太田尚宏「近世江戸内湾地域における『御肴』上納制度の展開と漁業秩序」(『関東近世史研究』第28号、1990年)、同「江戸城『御肴』上納制度の展開と関東郡代ー江戸内湾地域における漁業秩序の特質解明を前提としてー」(『地方史研究』第230号、1991年)、同「江戸城活鯛納制の展開と御用貸付」(大田区史研究『史誌』第33号、1990年)。
  - 7) 江戸周辺地域論としては、岩田浩太郎「関東郡代と『領』ー江戸周辺の地域編成の特質ー」(『関東近世史研究』第16号、1984年)、熊澤徹「江戸の肥料値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』第94編第4号、1985年)などがある。
  - 8) 伊藤好一『江戸地廻り経済の展開』(柏書房、1966年)。
  - 9) 大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、1996年)、同「近世後期～幕末維新における江戸周辺の地域編成ー鷹場・「領」制度を中心にー」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家』岩田書院、1997年)。
  - 10) 『都下村落行政の成立と展開ー青梅市成木調査報告書ー』(東京都総務局総務部企画課、1958年)、のちに『青梅市史史料集』第48号(1998年)において復刻された。
  - 11) 北島正元校訂『武蔵田園簿』(近藤出版社、1977年)。
  - 12) 関東近世史研究会校訂『関東甲豆郷帳』(近藤出版社、1988年)。
  - 13)・14) 『青梅市史史料集』第48号(1988年) 20頁・28頁。
  - 15) 『青梅市史史料集』第27号(1981年)、143頁。
  - 16)・17) 「御用白土石灰旧記控」(『小平市郷土研究会会報』第2号)。
  - 18) 『田無市史』第1巻 中世・近世史料編(1991年) 671～675頁。
  - 19) 註13) 44頁。
  - 20) 註13) 40頁。
  - 21) 註16)。
  - 22) 註13) 45頁。
  - 23) 『東京市史稿』産業編8(1962年)、460頁。
  - 24)・25) 註13) 46頁。
  - 26) 川口家文書(青梅市郷土博物館蔵)享保15年2月「差上申一札之事」、以下川口家文書は全て同館所蔵のものである。
  - 27) 川口家文書、享保13年7月(村役人不正出入りにつき返答書)。
  - 28) 川口家文書、元文元年11月「入置申質山手形之事」。
  - 29) 川口家文書、宝暦10年2月「石灰竈焼立名代証文」。なお、宝暦期頃より成木村では竈の質入出入りが見られるようになる。
  - 30)・31) 註13) 48頁。
  - 32) 『東京市史稿』産業編13(1969年) 775頁。幕府は蠣殻灰の売捌を許可したものの、享保21年(1726)以降度々他国産灰売買停止の町触を出して八王子石灰の保護を行っている(『東京市史稿』産業編14、1970年、563頁)。
  - 33)・34) 川口家文書、寛政8年「乍恐書付ヲ以奉願上候」。
  - 35) 註13) 49頁。

- 36) 川口家文書、宝暦13年6月「御貸附金証文」。なお、成木村はこの貸付金を返済することができず、蠣殻灰側に返済を依頼することになった。関東郡代伊奈氏の公金貸付政策については竹内誠「関東郡代伊奈忠尊の失脚とその歴史的意義」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和41年度、1967年）、同「馬喰町貸付役所の成立」（徳川林政史研究所『研究紀要』昭和48年度、1974年）等がある。
- 37) 荒井顯道編『牧民金鑑』下巻（刀江書院、1969年）443頁。
- 38) 註13) 52頁。
- 39) 註13) 53頁。
- 40) 註23) 465～470頁。
- 41) 川口家文書、明和3年3月「乍恐以書御訴申上候」。
- 42) 川口家文書、明和3年12月「石灰在売定証文之事」。
- 43) 寛政7年（1795）八王子石灰が上野国邑楽郡下仁田村で生産された無焼印の石灰売捌停止を訴えた際、自らの状況について、金主が俵入等を監視し一俵たりとも自由にならない様子を述べている（川口家文書、寛政7年「乍恐以書付奉申上候」）。
- 44) 石井良助他編『御触書天保集成』下（岩波書店、1941年）651頁。
- 45) 津田秀夫『封建社会解体過程研究序説』（塙書房、1970年）、中井信彦『転換期幕藩制の研究』（塙書房、1971年）、藤田覚『松平定信』（中央公論社、1993年）。物価統制令は寛政改革の根幹である儉約令の一環として行われたものである。しかし、結果として、「近代化」を促進してしまった点にこの政策の特質がある。
- 46) 註44) 652頁。
- 47) 川口家文書、寛政5年5月「議定対談証文之事」。
- 48) 『東京市史稿』産業編第37（1993年）310頁。
- 49) 『東京市史稿』産業編第28（1984年）203頁。
- 50) 『東京市史稿』産業編第40（1996年）88頁。
- 51)・52) 註37) 443～444頁。
- 53) 川口家文書、享和3年8月2日「乍恐書付を以奉申上候」。
- 54) 註15) 152頁。
- 55) 註33) に同じ。
- 56) 註23) 475～476頁。
- 57) 東京都小平市小川家文書 A-4。
- 58) 註16) に同じ。
- 59) 拙稿「近世における地域の成立と地域史編纂」（『地方史研究』第263号、1996年）。
- 60) 岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係—津軽家を事例として—」（『日本歴史』第263号、2000年）。
- 61) 市場社会形成の意義についてはカール・ポラニー『大転換』（東洋経済新報社、1975年）を参照。